

## 火薬類販売所基準チェックリスト

名 称		
所 在 地		
適用条項	基準（適合する場合は <input checked="" type="checkbox"/> 、該当しない場合は <input type="checkbox"/> ）	適
法第 11 条第 1 項	火薬類の貯蔵は、火薬庫又は火薬庫外貯蔵所で行う。	<input type="checkbox"/>
法第 41 条第 1 項	帳簿を備え、火薬類の販売について、取引した火薬類の種類、数量、譲受又は譲渡の年月日、相手方の住所氏名を記録する。（規則第 11 条第 1 項）	<input type="checkbox"/>
規則第 81 条の 14	年度終了後、帳簿記載事項を集計し、報告する	<input type="checkbox"/>
法第 29 条第 1 項	従業員に対する保安教育計画を定め、県の認可を受ける。	<input type="checkbox"/>
" 第 3 項	保安教育計画に基づき、従業員に対し保安教育を実施する。	<input type="checkbox"/>
規則 67 条の 5 第 1 号	保安教育については規則 67 条の 4 第 1 項第 1 号イからハまで、ト、チ及びヌに掲げるものとする。 イ 保安意識の高揚に関すること。 ロ 盗難予防その他火薬類の管理に関すること。 ハ 火薬類一般の性質の概要に関すること。 ト 火薬類の貯蔵上の取扱いの技術上の基準に関すること。 チ 火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準に関すること。 ヌ 危険時における応急措置及び避難方法の全般に関すること。	<input type="checkbox"/>
2 号	販売営業の許可を受けている火薬類の性質の詳細に関すること。	<input type="checkbox"/>
3 号	販売台帳又は火薬庫における火薬類の出納の記載に関すること。	<input type="checkbox"/>
4 号	前条第 1 項第 1 号ト、チ及びヌ並びに前号に掲げること以外の火薬類取締に関する法令中の必要な部分に関すること。	<input type="checkbox"/>
5 号	火薬類の販売及び貯蔵並びにこれらに附随する取扱いに関する保安管理技術に関すること。	<input type="checkbox"/>
第 2 項第 1 号、 第 2 号	取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱保安責任者の代理者については、第 1 項の規定によるほか、火薬類取締に関する法令、火薬類の取扱いに関する保安管理技術について保安教育を実施する。	<input type="checkbox"/>
第 3 項 第 1 号	取扱保安責任者その他火薬類の販売若しくは貯蔵又はこれらに附随する取扱いに係る保安について十分な知識及び経験を有する者へ保安教育を実施する。	<input type="checkbox"/>
第 2 号	製造保安責任者その他火薬類取締に関する法令及び火薬類の取扱いに関する保安管理技術について十分な知識及び経験を有する者へ保安教育を実施する。	<input type="checkbox"/>
第 4 項	従業者が保安意識を高め、必要な知識を修得することができるように適当な期間をおいて反復して行う。	<input type="checkbox"/>
第 5 項	法令及び保安管理技術について、取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱保安責任者の代理者が保安に関する知識の水準の維持向上、教育効果のため適当な時間を適当な期間をおいて反復して行う。	<input type="checkbox"/>
第 6 項	未熟練従業者については、第四項の規定によるほか、その者が当該火薬類の販売若しくは貯蔵又はこれらに附随する取扱いに従事する前に保安教育を実施する。	<input type="checkbox"/>